

転 出 届（郵送用）

- ・転出届は、転出予定日の14日前からできます。
- ・転出する人の中に住民基本台帳カードまたはマイナンバー（個人番号）カードの交付を受けている人がいるときは、転出証明書等は交付されません。この場合は、転入届の際に住民基本台帳カードまたはマイナンバー（個人番号）カードの提示が必要となります。
- ただし、新しい住所に住み始めてから14日を過ぎているときは、転出証明書等が交付されます。
- ・転出する人の中に住民基本台帳カードまたはマイナンバー（個人番号）カードの交付を受けている人がいないときは、転出証明書等を交付します。
- ・国民健康保険、介護保険、税関係等で別途窓口に来ていただく必要がある場合もありますので、ご了承ください。
- ・住み始めてから14日以内に、転入先の市区町村役場に転入届を行ってください。

◆上記をよくお読みいただき、太枠の中をご記入願います。

作成年月日	年 月 日	届 出 人	
転出予定日 (新しい住所に住み始める予定の日)	年 月 日	電話番号	

※平日の昼間の連絡先を記入して下さい。

住 所	新		世帯主の氏名	新		
	旧	焼津市		旧		
		氏 名	生 年 月 日	性別	住民票コード (わかる場合だけ記入してください。)	住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード 所有の有・無
転 出 する 人	1		明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男・女		有・無
	2		明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男・女		有・無
	3		明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男・女		有・無
	4		明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男・女		有・無
	5		明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男・女		有・無

※次のページも御覧ください。

<郵送による転出届に必要な書類>

① 転出届（郵送用）・・・1 ページ目

※転出証明書の交付手数料は無料です。

② 本人確認書類のコピー

◆1 点でよいもの

マイナンバー（個人番号）カード・運転免許証・写真付き住民基本台帳カード
在留カード・等の官公署発行の顔写真付きの身分証明書

◆2 点以上必要なもの

健康保険証（保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキングしたもの）・年金
手帳・年金証書・預金通帳（キャッシュカード）・診察券等

③ 返信用封筒（切手を貼り、返信先の住所及び宛名を記入したもの）

返信先の住所は住民登録地又は転出先に、宛名は届出人本人に限ります。

なお、次の場合には、住民基本台帳カード又はマイナンバー（個人番号）カード
を利用した転入転出届ができるため、紙の転出証明書が交付されないので、返信用
封筒は不要です。

【紙の「転出証明書」が交付されない場合】

転出をする人の中に住民基本台帳カードまたはマイナンバー（個人番号）
カードの交付を受けている人がいる場合で、

◆引っ越しをする前に、転出届を行うとき

◆引っ越しをしてから14日以内に転出届を行うとき（ただし、当該転
出届が引っ越しをしてから14日を超えて焼津市役所に届いた場合
は、紙の転出証明書が交付されるので、返信用封筒を請求させていた
だきます。）

※上記に該当しても、住民基本台帳カード又はマイナンバー（個人番号）
カードの有効期限が過ぎていたり、紛失等によりお手元にない場合は、
紙の転出証明書が交付されるので、返信用封筒が必要になります。

ご不明な点については、下記までお問い合わせください。

【問合せ先及び送付先】

〒425-8502

静岡県焼津市本町2丁目16番32号

焼津市役所市民課（郵送担当宛）